

地域包括支援センターについて

1. 設置目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されている(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項)。

2. 設置主体

センターは、市町村が設置できることとされている。(法第115条の46第2項)また、包括的支援事業の実施の委託を受けた者も包括的支援事業等を実施するためにセンターを設置できることとされている。(法第115条の46第3項)

仙台市では包括的支援事業の実施の委託を行っており、中学校区を基本とする日常生活圏域毎に、平成27年度からは市内に50のセンターが設置されている。

3. 職員体制

各センターには、原則として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の3職種を配置し、それぞれの職種が主たる担当職務に加えて相互に連携・協働しながら、情報を共有し、チームアプローチによる運営を行うこととしている。

【機能強化のための専任職員の配置】

本市では、地域包括ケアシステムにおいて中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、25か所の包括センターに配置人員を1名増やす(専任職員を配置することとした。(残りの25か所の包括センターへの配置についても、今後計画的な配置を目指す。)

○配置の目的

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みの一つとして、地域のネットワークづくりを行いながら、高齢者の方々への個別支援を通じ、①地域づくり、②生活支援サービスの充実、③認知症の対応強化の取り組みを一体的に推進する。

○専任職員の条件

- (1) 設置運営事業及び指定介護予防支援事業所の職員とは別に配置された職員であること
- (2) 保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等の3職種のいずれかであること
- (3) 生活支援コーディネーターとなること
- (4) 認知症地域支援推進員となること

○当面の役割

- ・ 地域の実情把握と地域のネットワークづくりを担う
- ・ 医療機関等と連携を図りながら、認知症の方とその家族への地域における支援体制づくりを担う

4. 地域包括支援センターの事業

(1) 地域支援事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業

○包括的支援事業(法第 115 条の 45 第 1 項第 2～5 項)

◇地域包括支援センターの運営

- ・介護予防ケアマネジメント業務
(二次予防事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント)
- ・総合相談支援業務
(総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握 等)
- ・権利擁護業務
(高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応 等)
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
(個々の介護支援専門員へのサポート 等)

◇認知症総合支援事業(法第 115 条の 45 第 2 項第 6 項)

○厚生労働省令で定める事業(介護保険法施行規則 第 140 条の 64)

- ・二次予防事業対象者の把握に関する事業
- ・介護予防に関する普及啓発を行う事業
- ・介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行う事業 等

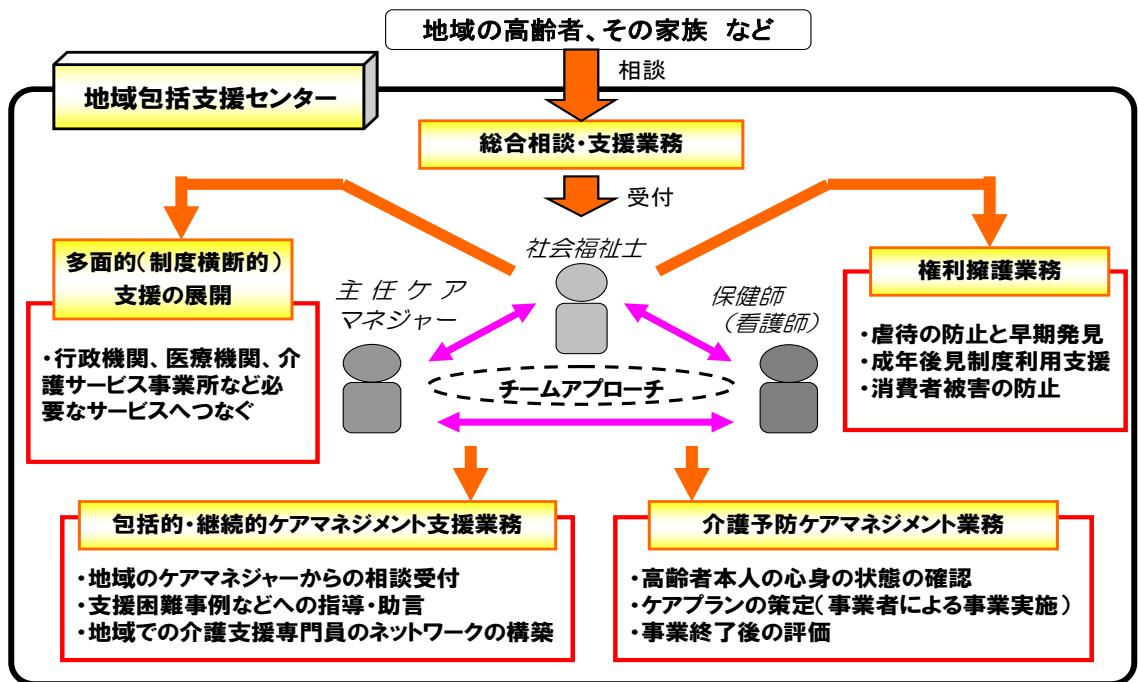
○多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築(法第 115 条の 46 第 5 項)

地域の保健・福祉・医療サービスをはじめとするさまざまな社会的資源の有機的連携を支える「地域包括支援ネットワーク」の構築に向けた「地域ケア会議」の設置・運営

(2) 指定介護予防支援事業(法第 115 条の 22)

要支援者への予防給付に関するケアマネジメント業務

【地域包括支援センターによる包括的支援事業のイメージ図】



仙台市内の地域包括支援センター 一覧

※**中学校区**を基本に担当区域が決まっています。

名称	主な担当区域(学区)	電話
青葉区		
五橋	五橋中	716-5460
上杉	上杉山中	221-5569
国見	第一中	727-8923
木町通	第二中	728-7830
双葉ヶ丘	北仙台小	275-3881
葉山	三条中、荒巻小	273-4910
台原	台原中	727-5360
花京院	五城中	716-5390
大倉	広陵中、大沢中	391-2161
あやし	広瀬中	392-2230
国見ヶ丘	吉成中、中山中	303-3805
南吉成	南吉成中、折立中	719-5733
桜ヶ丘	桜丘中	303-5870
小松島	幸町中、鶴谷中(安養寺1丁目、自由ヶ丘)	233-6954
宮城野区		
岩切	岩切中	255-2524
東仙台	東仙台中	782-3511
宮城野	原町小、宮城野小、東宮城野小(卸町を除く)	355-2381
榴岡	榴岡小、連坊小路小(五橋担当圏域を除く)等	297-5906
高砂	中野中、高砂中(七北田川左岸)	388-7828
福田町	田子中、高砂中(七北田川右岸)	388-6101
燕沢	西山中(鶴ヶ谷圏域を除く)	388-3690
鶴ヶ谷	鶴谷中(小松島担当圏域を除く) 西山中(鶴ヶ谷1・6～8丁目、鶴ヶ谷東2・4丁目の一部)	388-3801
若林区		
六郷	六郷中	289-2111
沖野	沖野中	294-0380

名称	主な担当区域(学区)	電話
若林区(続き)		
河原町	八軒中	262-1180
七郷	七郷中	288-7581
大和蒲町	蒲町中、東宮城野小(卸町)	782-8510
遠見塚	南小泉中	781-3877
太白区		
愛宕橋	愛宕中	215-8822
八木山	八木山中	229-0811
西多賀	西多賀中	307-3383
長町	長町中(富沢担当圏域を除く)	304-2154
郡山	郡山中	748-0455
山田	山田中、人來田中	307-4440
西中田	柳生中、中田小	741-5290
袋原	袋原小	393-6533
四郎丸	四郎丸小、東四郎丸小	242-6351
富沢	富沢中、長町中(長町南3・4丁目の一部)	748-0503
茂庭	茂庭台中、生出中	281-4115
秋保	秋保中	399-2205
泉区		
泉中央	七北田中	372-8079
将監	将監中、将監東中(東北自動車道東側)	772-5501
寺岡	寺岡中、高森中、将監東中(将監担当圏域を除く)	378-8886
松森	鶴が丘中 松陵中(向陽台担当圏域を除く)	772-6220
向陽台	向陽台中 松陵中(永和台、歩坂町のみ)	343-1512
南光台	南光台中、南光台東中	251-8850
八乙女	八乙女中	773-3611
虹の丘	加茂中、長命ヶ丘中	373-9333
根白石	根白石中、館中、住吉台中	376-8310
南中山	南中山中	343-5561

網掛け:専任職員配置